

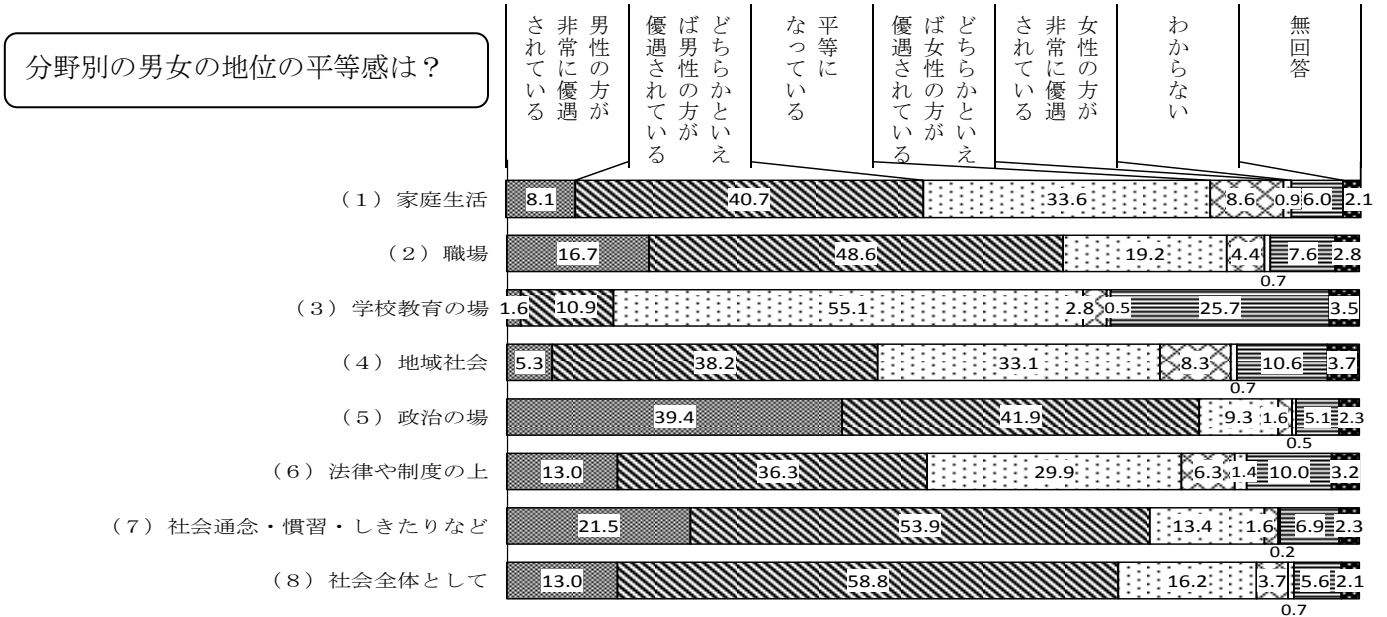
(中間見直し概要版)

# 多摩市 女生と男がともに 生きる行動計画

平成28(2016)年～平成32(2020)年

男女平等と自立に  
支えられた  
男女共同参画社会  
の実現に向けて

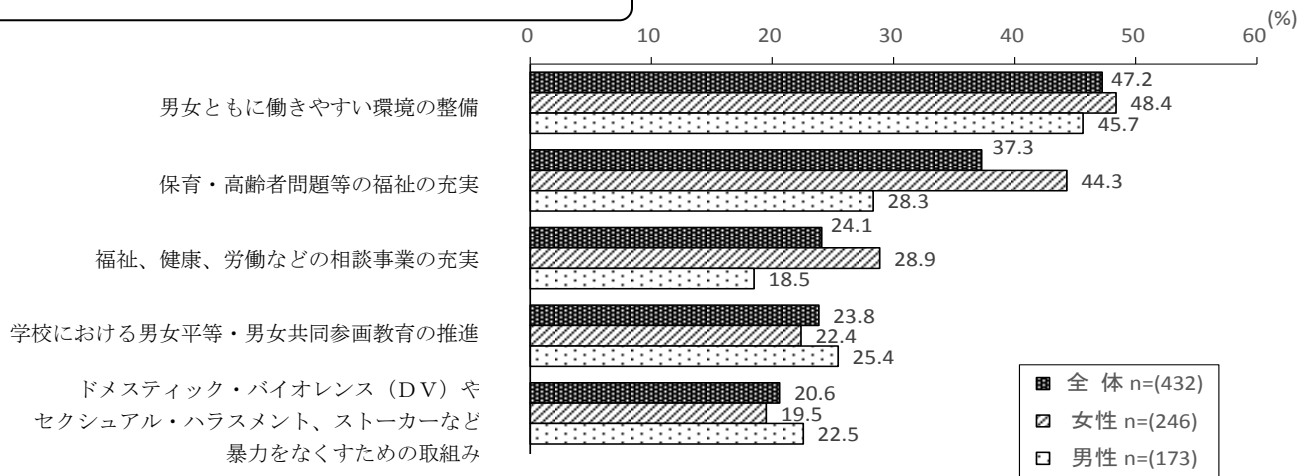
# 男女平等・男女共同参画に関する市民の意識と実態は？



出展「男女平等・男女共同参画に関する多摩市民意識及び実態調査2015」

男女の地位の平等感については、とりわけ「(5) 政治の場」、「(7) 社会通念・慣習・しきたりなど」の分野で男性の方が優遇されているという結果となり、「(8) 社会全体として」も、7割以上の市民が男性の方が優遇されていると感じています。一方、「(3) 学校教育の場」では、平等になっているという意識も広がってきていることが見てとれます。

## 多摩市が推進する施策の力点は？（上位5つまで）



出展「男女平等・男女共同参画に関する多摩市民意識及び実態調査2015」

多摩市が推進する施策の力点としては、男女ともに「男女ともに働きやすい環境の整備」が約5割と最も高くなっています。また、「保育・高齢者問題等の福祉の充実」、「福祉、健康、労働などの相談事業の充実」は、女性の方が顕著に高い割合となっています。

このように、「分野別の男女の地位の平等感」は男性の方が優遇されていると感じる方が多くいます。このことから、市は「多摩市女と男がともに生きる行動計画」に基づいて様々な施策を実施することで、男女平等・男女共同参画社会の実現に向けた取組みを推進する必要があります。

# 中間見直しにあたって

～前期計画後の社会状況の変化を把握し、これからの社会を考える～

多摩市では平成26（2014）年に「多摩市女と男の平等参画を推進する条例」を施行、国では、平成27（2015）年に「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」を制定するなど、平成23年（2011年）の前期計画策定以降に生じた社会状況の様々な変化に柔軟に対応するため、計画の中間年にあたる平成28（2016）年度に向けて行動計画の見直しを行いました。

「夫婦がいて子どもがいる」家族構成や「男性は仕事、女性は家庭」といった固定的な性別役割分担意識を前提に維持してきた従来の仕組みと現実との乖離が大きくなりつつある現在、誰もが生きやすく暮らしやすい社会や地域をつくるために必要なことは何か。男女平等・男女共同参画社会の実現に向けて、一緒に考え、行動していきましょう。

## 1 計画の基本理念

固定的な性別役割分担意識の解消をめざし、「男女平等と自立に支えられた男女共同参画社会の実現」を基本理念に、様々な取組みを推進します。

## 2 計画の性格

- (1) 本計画は、多摩市女と男の平等参画を推進する条例第9条に基づく計画です。
- (2) 本計画は、「第五次多摩市総合計画第2期基本計画」の個別計画として位置づけられます。
- (3) 本計画は、「男女共同参画社会基本法」および「DV防止法」を踏まえた計画として策定しています。
- (4) 本計画は、平成23（2011）年～平成32（2020）年の計画期間のうち、平成28（2016）年から進める後期間の計画として位置づけます。

## 3 計画の基本目標

本計画は計画期間を10年間と定め、計画の大綱である基本目標を6つ掲げています。

### 1 政策・方針決定過程への男女共同参画の推進

本計画の最も重要な目標として市政運営や地域活動における方針決定過程への男女共同参画を推進します。

### 2 男女平等・男女共同参画意識の啓発と教育・学習

固定的な性別役割分担意識にとらわれず、市民一人ひとり、また、次世代を担う子どもたちに広がっていきます。

### 3 女性の人権尊重と人権擁護のしくみづくり

女性に対するあらゆる暴力の根絶に向けた取組みを推進します。

#### 4 女と男がともに働きやすく生活しやすい環境づくり

男女ともに働きやすく生活しやすい活力ある社会や地域の形成に向け、企業への働きかけ等も含めて取組みを推進します。

#### 5 特に困難な状況にある人々への支援

仕事の中断や非正規雇用等の背景から特に母子世帯や高齢単身女性の貧困問題が深刻化しています。一方、男性の場合、高齢化等に伴い男性自身が家事や介護問題に直面し孤立するなど社会問題化しています。国や東京都とも連携を図りながら、こうした性別役割分担意識に起因して特に困難な状況にある人々への支援を図ります。

#### 6 男女平等・男女共同参画の実現に向けた総合的な推進

本計画が実効性のあるものになるよう、成果測定指標や目標管理事業を定めて進行管理を行いながら推進します。また、市行政はもとより、市民および関係機関等との協働、連携を促進し、市全体で総合的に取組みを推進します。

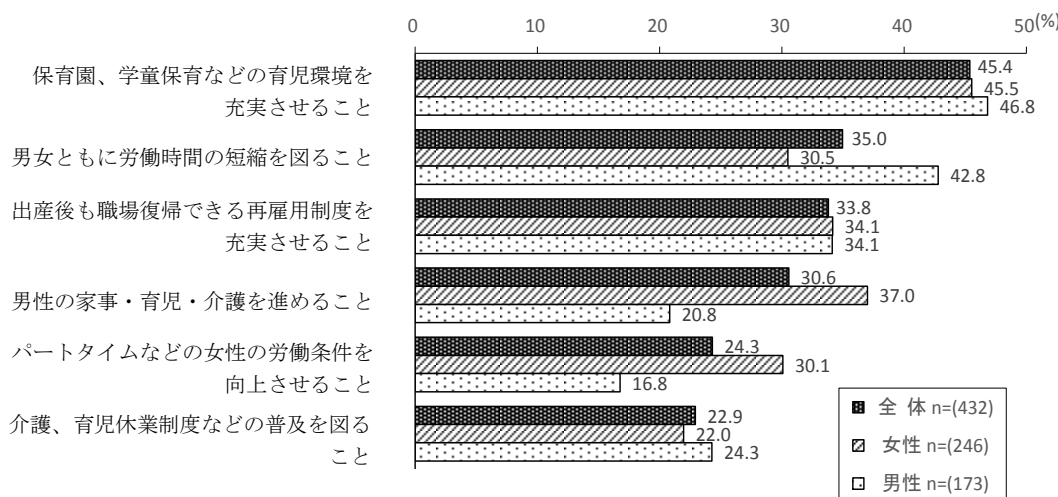
## 4 計画の中間見直しにあたっての重点課題

計画の中間見直しにあたっては「男女平等・男女共同参画に関する多摩市民意識及び実態調査」を実施し、市民と学識者で構成する「多摩市男女平等参画推進審議会」で検討が進められました。5年前の計画策定時以降、「多摩市女と男の平等参画を推進する条例」の施行、DV防止法の改正、女性活躍推進法の制定などがあり、調査からも変容しつつある家族構成や意識の変化が見られます。このような状況に迅速に対応するため、本計画期間の後期5年において重点的に取り組むべき課題を次の3点としました。

### ◆ ワーク・ライフ・バランスの推進と女性の就職・再就職支援

「男性は仕事、女性は家庭」といった固定的な性別役割分担意識を基底とした社会構造や意識が、女性だけではなく男性にとっても大きな負荷になっていること等を踏まえ、ワーク・ライフ・バランスを基準に、就労に際して女性を取り巻く様々な課題の解決に向けた取組みを推進します。

ワーク・ライフ・バランスの実現に重要なことは？（上位6つまで）



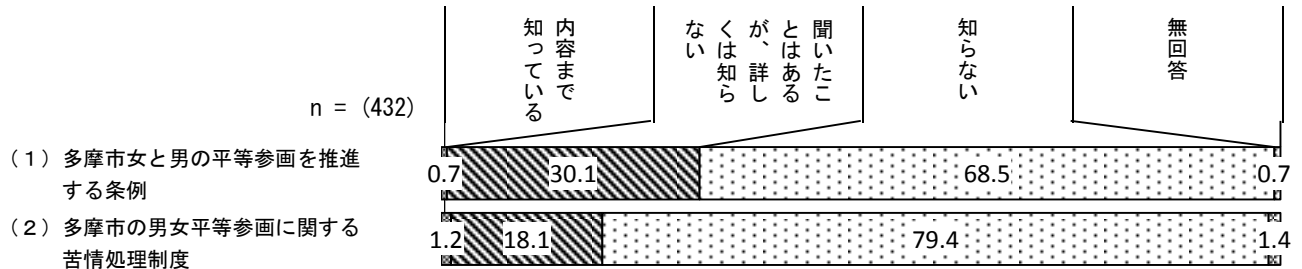
ワーク・ライフ・バランスを実現するための社会環境として、「保育園、学童保育などの育児環境を充実させること」が最も高くなっています。また、男性は、「男女ともに労働時間の短縮を図ること」、女性は、「男性の家事・育児・介護を進めること」が高くなっています。

出展 「男女平等・男女共同参画に関する多摩市民意識及び実態調査2015」

## ◆ 多摩市女と男の平等参画を推進する条例の周知と活用

条例の特徴でもある、男女平等参画社会の視点に立った災害に強いまちづくり、人の恋愛感情等がいずれの性別に向かうかの指向（性的指向）や自分がどの性別であるかの認識（性自認）による差別の禁止、苦情処理制度の周知を積極的に図り条例を活用した計画の推進に取り組めます。

条例と苦情処理制度の周知度は？



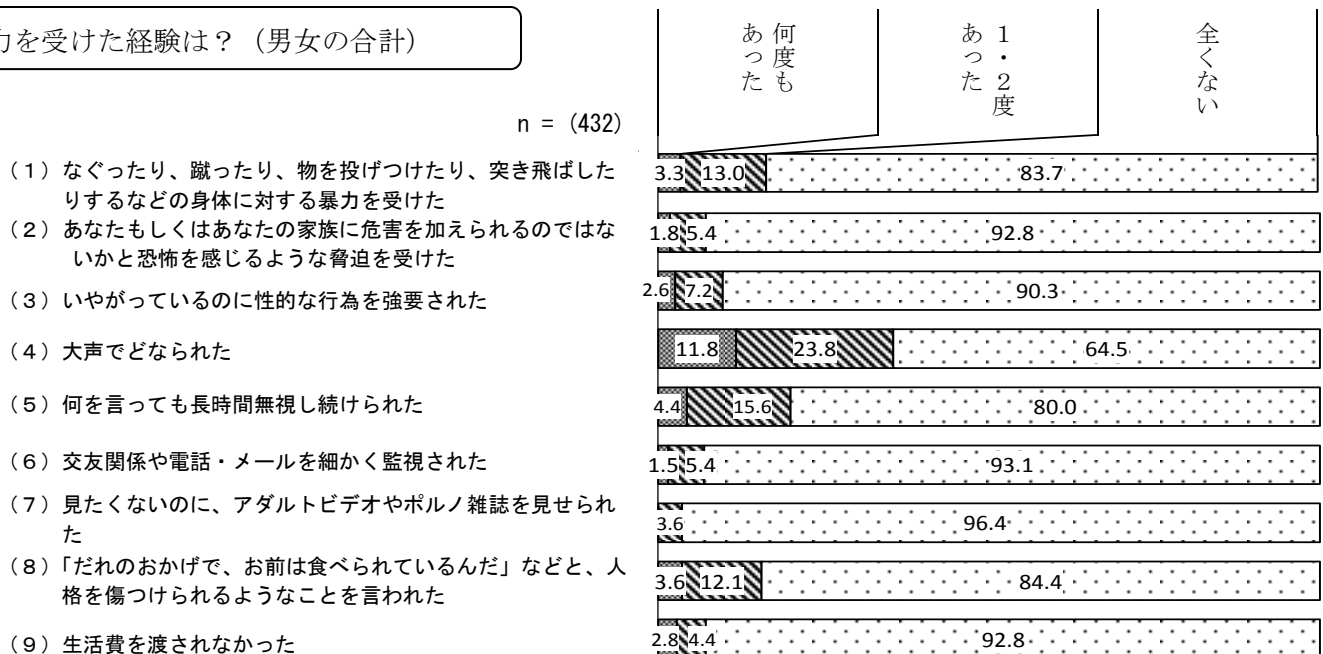
出展「男女平等・男女共同参画に関する多摩市民意識及び実態調査2015」

「多摩市女と男の平等参画を推進する条例」と、同条例に基づく「苦情処理制度」は、それぞれ、3割、2割程度の周知度となっています。

## ◆ 女性に対するあらゆる暴力の根絶

女性に対するあらゆる暴力（DV、デートDV、性暴力、ストーカー、セクシュアル・ハラスメント等）が重大な人権侵害であることが認知され顕在化してきました。こうした状況等を踏まえ、本計画は、DV防止法に基づく市の基本計画を含めた計画と位置づけて取組みを推進します。

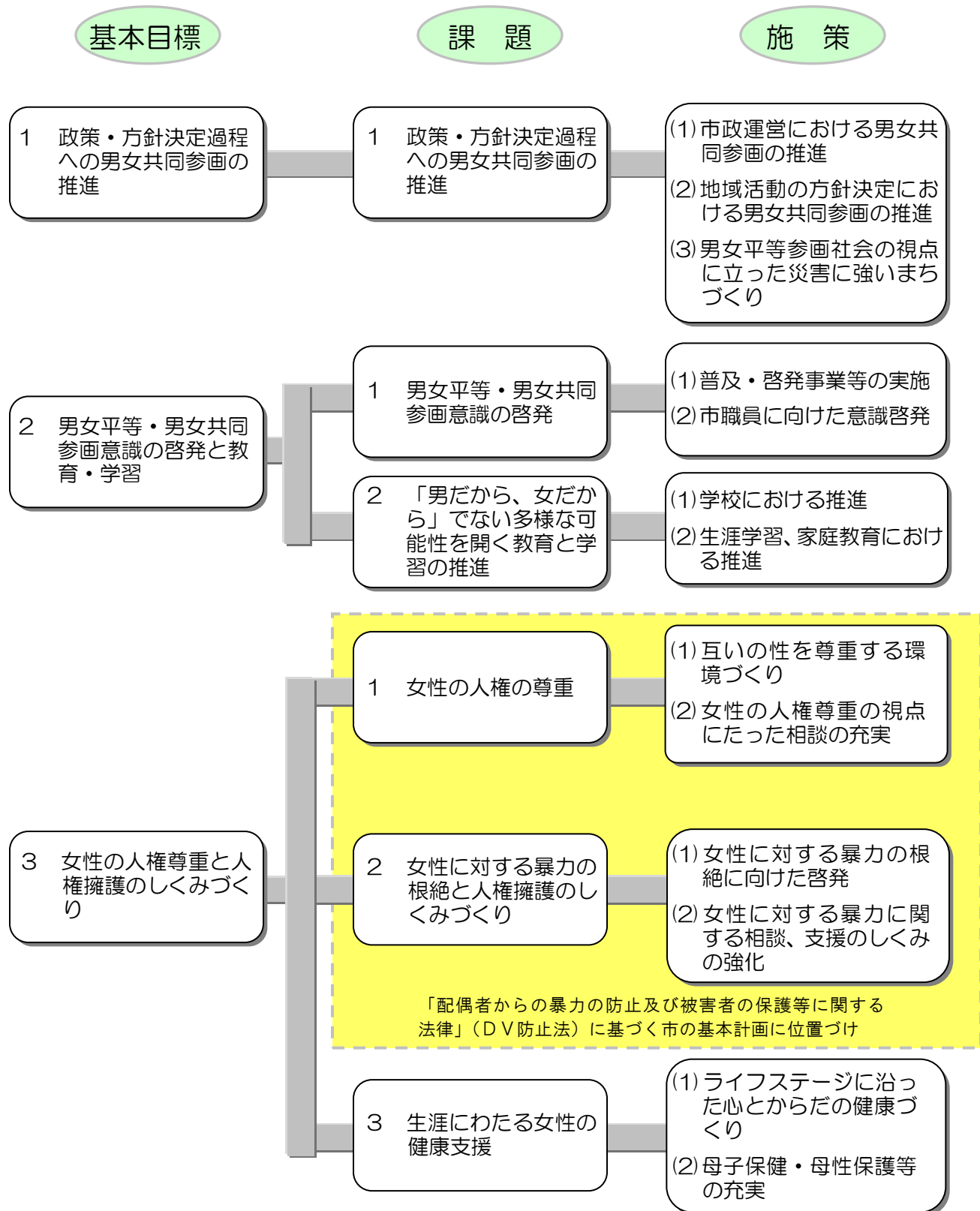
暴力を受けた経験は？（男女の合計）



出展「男女平等・男女共同参画に関する多摩市民意識及び実態調査2015」

「大声でどなられた」、「何を言っても長時間無視し続けられた」など精神的暴力の割合が高くなっています。一方、身体的暴力についても2割弱の方が経験しています。

# 5 計画の体系



基本目標

課題

施策

4 女と男がともに働きやすく生活しやすい環境づくり

1 男女平等の就労環境整備

- (1) 働く場における男女平等の推進
- (2) 女性の就職や再就職の支援の強化

2 「仕事と生活の調和」(ワーク・ライフ・バランス)の実現

- (1) ワーク・ライフ・バランスの啓発と推進
- (2) 男女で担う子育て、介護への支援

5 特に困難な状況にある人々への支援

1 特に困難な状況にある男女の自立支援

- (1) ひとり親家庭への支援
- (2) 高齢者等の生活安定に向けた支援
- (3) 生活困窮者の自立に向けた支援

6 男女平等・男女共同参画の実現に向けた総合的な推進

1 TAMA女性センターの運営

- (1) TAMA女性センターの充実
- (2) TAMA女性センターにおける市民参画、市民協働による推進

2 総合的な計画の推進

- (1) 庁内推進体制の充実
- (2) 国、都、関係機関との連携
- (3) 計画の進行管理



# 目標管理事業一覧

目標管理事業とは、計画の体系にある「課題」ごとに注視すべき取り組みを「目標管理事業」と位置づけ、5年後の平成32年度までの目標管理を行いながら推進するものです。

基本目標	事業	主な担当課	指標	近況値・現状	平成32年度
1 政策・方針決定過程への男女共同参画の推進	02 市女性職員の管理・指導的立場への参画の推進	人事	市職員係長職以上の女性比率	20.5% (26年度実績)	25.0%
2 男女平等・男女共同参画意識の啓発と教育・学習	11 市職員向け男女平等・男女共同参画研修等の充実	人事 女性センター	男女平等研修の実施回数	年4回 (26年度実績) 年4回 (26年度実績)	年3回以上
	17 固定的な性別役割分担意識にとらわれることのない教育活動の充実	教育指導	性別にとらわれず自らの希望により選んで行う職場体験の受入可能事業所数	127事業所 (27年度実績)	135事業所
3 女性の人権尊重と人権擁護のしくみづくり	28 性的指向・性自認を理由とする差別や偏見の解消	女性センター	啓発事業の充実	年4回 (26年度実績)	年2事業以上
	37 乳幼児健診、歯科健診等における家庭状況の把握	健康推進	乳児(3~4ヶ月児健康診査)健診の未受診者把握率と把握時期	100% (26年度実績) 把握時期未設定	100% 把握時期2ヶ月以内
	51 妊産婦に対する家事支援サービスの充実	子育て総合センター	子ども家庭サポーター派遣利用者人数	子ども家庭サポーター派遣利用者 43人 (出生数の3.9%) (26年度実績)	子ども家庭サポーター派遣利用者数は出生数の4.3%程度
4 女と男がともに働きやすく生活しやすい環境づくり	62 女性の職業観やキャリア形成の支援	女性センター	該当講座の実施における参加率	ハ・ソコニ講座60.0%、キャリアアップ講座80.0% (26年度実績)	80.0%以上
		公民館	関連講座の実施回数	3回	年1回以上
	73 多様な保育サービスの充実	子育て支援	待機児童数	49人 (27年度実績・4月1日現在)	0人
		子育て総合センター	一時保育の延べ利用者数	304人(平成26年度実績) ※実施は11ヶ月間	450人
		児童青少年	学童クラブの施設定員数	1482人 (26年度実績)	1656人
5 特に困難な状況にある人々への支援	81 ひとり親家庭の子育てと就労の両立支援	子育て支援	ひとり親家庭の相談延べ件数	1021件 (26年度実績)	1123件
6 男女平等・男女共同参画の実現に向けた総合的な推進	89 男性や若い世代、有職女性に向けた講座、事業の充実	女性センター	出前講座や事業の実施	年3回 (26年度実績)	年2事業以上
	98 男女平等・男女共同参画の職場体制づくり	人事	管理部門(企画・総務)への女性職員配置人数	20.9% (26年度実績)	30.0%

平成28(2016)年8月発行

〒206-0011 東京都多摩市関戸四丁目72番地 ヴィータ・コミュニネ7階

多摩市くらしと文化部平和・人権課 平和・人権・男女平等参画担当 TEL042-355-2110